

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第633号

2014年(平成26年)2月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

市税等の口座振替に関する事務に係るコンピュータ処理について  
(答申)

2014年1月27日付けで諮問(第633号)された市税等の口座振替に関する事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

現在、個人市県民税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税について納期限に口座振替を行っているが、口座振替が出来なかった納税義務者および納税管理人等に対しては、納期限後約10日後を目途に「口座振替不能通知書兼納付書(以下「口座振替不能通知書」とする)を送付している。これは市税督促状送付前に口座振替不能通知書を送付することによって、延滞金が発生する前に納付を促すことを目的とした、「藤沢市歳入金口座振替制度取扱要綱」第11条に基づく業務である。

平成25年度までは、年8回、計8,000通の口座振替不能通知書を、発送日前日に藤沢市役所IT推進課にて帳票を印字し、庁内にある封入封緘機にて封入封緘作業を行っていたが、平成26年3月末に封入封緘機のリース契約が終了することに伴い、この通知の帳票作成、封入封緘及び発送業務について第三者に業務委託することを検討している。

このことについては、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条のコンピュータ処理を行うことに該当するため諮問するものである。

(2) 業務委託内容と必要性

業務委託内容については、口座振替不能通知書発送日前々日に受託

者が口座振替不能通知書のデータが記録された磁気テープを納税課にて受け取り，口座振替不能通知書，封筒，チラシ（以下「帳票等」という）の作成及び印字を行い，封入封緘をして発送日当日の昼に納税課に納品する。

また業務委託に伴うコンピュータ処理の内容については，藤沢市より口座振替不能通知書のデータを磁気テープに入れて受託者に渡し，受託者はそのデータを元に口座振替不能通知書の印字を行う。

現在庁内にある封入封緘機については経年劣化により再リースができず，また新しい機器のリースは相当な高額となることから平成26年度以降は設置しない方針である。口座振替不能通知書は納期限での口座振替結果が判明した後送付するものであり，延滞金発生の可能性があることからできるだけ速やかに発送する必要があること，また大量の帳票を短時間に手作業で封入封緘することは現状の執行体制では非常に困難であり，住民サービスの低下を防ぐことから業務委託を行うものである。帳票作成，印字，封入封緘すべてを業務委託した場合と，印字後の帳票を封入封緘するのみの業務委託を比較した結果，帳票作成，印字，封入封緘すべてを業務委託する方が経済性，利便性に適っていることから，データを業者へ受け渡し印字から発送までの委託を行うものである。

(3) コンピュータ処理をする個人情報

口座振替不能通知書

（同書類に記載される個人情報）

・税目・賦課年度，調定年度・期別・通知書番号・納税義務者氏名・賦課金額　・口座振替不能理由（残高不足等）・送付先住所（納税義務者住所／納税管理人住所）・送付先氏名（納税義務者氏名／納税管理人氏名）

(4) 磁気テープの仕様

C G M Tとする。

(5) 安全対策

ア データ媒体の授受時等作業工程における安全対策

磁気テープ受け渡しの際は，テープ受け渡し日の朝に受託者と調整をし，事前に受け取りに来る予定の社員を特定させ，本人確認をした上でデータ件数表と共に受け渡し，受領書を提出させる。磁気テープは施錠できるトランク等に保管した上で運搬し，運搬車両はコンテナ積載型，ワゴンタイプ等積み荷に対して施錠管理の出来るものを使用させる。印字から封入封緘までの作業は受託者の社屋の同一施設内で行うこととし，情報の無断持ち出しや紛失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備させ，事前に作業場所において具体的な作業工程を説明させる。仕上げ品は報告書と共に納品し，その際に磁気テープを返却させる。受託者が使用したデータは作業終了後は確実に廃棄するものとし，廃棄証明書を発行させる。以上の事項を受託者との間で交わす業務委託契約書及び仕様書

で規定し，十分な配慮及び適切な処置を講ずる。

また個人情報を取り扱う場合については，「藤沢市個人情報の保護に関する条例」，「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」，「藤沢市コンピューターシステム管理運営規定」，「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

イ 受託者の安全性

受託者についてはデータ運用の安全対策に対する証として，神奈川県個人情報保護条例第 48 条第 3 項の規定による「個人情報取扱業務」に登録済みであること，また一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定をうけていることを資格条件としている。

(6) 実施年月日

2014年(平成26年)4月

(7) 提出資料

- ア 資料1 口座振替不能通知書
- イ 資料2 業務委託契約書及び仕様書(案)
- ウ 資料3 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，コンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

業務委託内容については，口座振替不能通知書発送日前々日に受託者が口座振替不能通知書のデータが記録された磁気テープを納税課にて受け取り，口座振替不能通知書，封筒，チラシ(以下「帳票等」という)の作成及び印字を行い，封入封緘をして発送日当日の昼に納税課に納品する。

また業務委託に伴うコンピュータ処理の内容については，藤沢市より口座振替不能通知書のデータを磁気テープに入れて受託者に渡し，受託者はそのデータを元に口座振替不能通知書の印字を行う。

現在庁内にある封入封緘機については経年劣化により再リースができず，また新しい機器のリースは相当な高額となることから平成26年度以降は設置しない方針である。口座振替不能通知書は納期限での口座振替結果が判明した後送付するものであり，延滞金発生の可能性があることからできるだけ速やかに発送する必要があること，また大量の帳票を短時間に手作業で封入封緘することは現状の執行体制では非常に困難であり，住民サービスの低下を防ぐことから業務委託を行うものである。帳票作成，印字，封入封緘すべてを業務委託した場合と，印字後の帳票を封入封緘するのみの業務委託を比較した結

果，帳票作成，印字，封入封緘すべてを業務委託する方が経済性，利便性に適っていることから，データを業者へ受け渡し印字から発送までの委託を行うものである。

以上のことから判断すると，コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では，安全対策について次のように述べている。

ア 磁気テープ受け渡しの際は，テープ受け渡し日の朝に受託者と調整をし，事前に受け取りに来る予定の社員を特定させ，本人確認をした上でデータ件数表と共に受け渡し，受領書を提出させる。

イ 磁気テープは施錠できるトランク等に保管した上で運搬し，運搬車両はコンテナ積載型，ワゴンタイプ等積み荷に対して施錠管理の出来るものを使用させる。

ウ 印字から封入封緘までの作業は受託者の社屋の同一施設内で行うこととし，情報の無断持ち出しや紛失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備させ，事前に作業場所において具体的な作業工程を説明させる。

エ 仕上げ品は報告書と共に納品し，その際に磁気テープを返却させる。受託者が使用したデータは作業終了後は確実に廃棄するものとし，廃棄証明書を発行させる。

オ 以上の事項を受託者との間で交わす業務委託契約書及び仕様書で規定し，十分な配慮及び適切な処置を講ずる。

カ 個人情報を取り扱う場合については，「藤沢市個人情報の保護に関する条例」，「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」，「藤沢市コンピューターシステム管理運営規定」，「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

キ 受託者についてはデータ運用の安全対策に対する証として，神奈川県個人情報保護条例第 48 条第 3 項の規定による「個人情報取扱業務」に登録済みであること，また一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定を受けていることを資格条件としている。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上